

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県知事（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和元年9月24日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

今年11月に予定されている「ペルー日本人移住120周年記念行事等訪問団派遣業務（以下「本件派遣業務」という。）」に係る企画競争審査会で選定された業者（提案者）がプレゼンテーションのために提出した企画書など全て。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政文書として、本件派遣業務の公募に係る企画競争審査会における選定業者（以下「企画選定業者」という。）がプレゼンテーションのために提出した企画書等一式（以下「本件行政文書」という。）を特定し、別表の「公開しない部分」が「公開しない理由」に該当するとして、令和元年10月8日付けで本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年10月24日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

審査請求書によると、その趣旨はおおむね次のとおりである。

「本件処分を取り消し、本件処分により非公開とされた部分のうち、非公開情報1、非公開情報2及び非公開情報4は全部公開し、また、非公開情報

3は、その一部を公開するよう求める。」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 非公開情報1及び非公開情報2について

非公開情報1及び非公開情報2は、香川県議会（審査請求書では香川県と表記）において昨年度までは公開されており、今年度の高松市議会においても公開されている情報であって、非公開とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。本来の情報公開の理念・趣旨から考えれば、全ての情報を全面公開すべきである。

特に、訪問団の専用車や宿泊先の情報は、県民が県予算の使途の正当性・妥当性を判断・チェックする上で極めて重要な情報であり、その公開の重要性は、公開によって害するおそれがある当該法人（旅行業者）の利益よりも大きいものである。

(2) 非公開情報3について

非公開情報3のうち、個人の氏名、写真及び純粋な個人の経歴については非公開もあり得ると考えるが、個人の経歴を拡大解釈しすぎて非公開になっている部分があると思われ、その部分は非公開とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

(3) 非公開情報4について

非公開情報4の各見積金額は、情報公開の理念から考えれば、選定されなかった業者の分を含めた全ての旅行業者の見積書の金額まで公開すべきである。少なくとも企画選定業者の資料である非公開情報4の金額を非公開とする理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

3 反論書による主張

反論書による主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 非公開情報1及び非公開情報2を全部公開する必要性について

非公開情報1及び非公開情報2の内容は、香川県がどういう要素を重視して旅行業者を選定しているか等、実際の県政が、「地方自治の本旨にのっとった県政」、「公正で民主的な県政」（条例前文）かどうか、県民が判断する上で欠くことのできない重要情報である。

このような重要情報を全部公開することで、初めて「行政の透明性を確保」（条例前文）することができるし、「県民に説明する責務が全う」（条例第1条）できるのではないか。だからこそ、昨年度までの香川県議会（反論書では香川県と表記）は、そのような情報を公開してきたのである。さらに、高松市議会（反論書では高松市と表記。以下「3 反論書に

よる主張」において同じ。)は選定されなかった業者の見積書やホテル情報まで全部公開しており、香川県も「情報公開を一層進める」(条例前文)のために高松市議会の姿勢を見習うべきである。

加えて、旅行業者側は、行政側が情報公開することを長年経験しており、少なくとも企画選定業者がその専用車情報や宿泊先情報を絶対に隠したいなどと考えているはずはない。

非公開情報1及び非公開情報2を非公開にする香川県の姿勢は、「県政に対する県民の理解と信頼を深め」(条例第1条)ることよりも旅行業者に対して過度に忖度する姿勢の表れではないか。

(2) 非公開情報3を一部公開する必要性について

非公開情報3は、現地ガイドのプロフィールを中心とするページで、ガイドの氏名・生年月日など、個人を識別することができる情報は公開を求めない。しかし、非公開とされた黒塗りの部分が予想より多いため、「個人に関する情報」(条例第7条第1号)を拡大解釈しすぎて非公開になっている部分があるのではないかと推測している。

公開すべき部分まで非公開にしていけないか、情報公開審査会にチェックしていただきたいと考えている。

(3) 非公開情報4を全部公開する必要性について

非公開情報4の各見積金額は、情報公開の意義を考えれば公開すべきであり、高松市議会のように、全ての旅行業者の見積書の金額まで公開するのが望ましいと考える。

非公開情報4で示された見積金額は、原則的に契約段階でも採用されるべきであるし、訪問後の支払い段階まで(合理的な追加費用は別として)採用されるべき金額であるから、少なくとも企画選定業者の資料である非公開情報4の金額を非公開とする理由はない。

非公開情報4の見積金額のような、県議会における議論に欠かせない「情報を広く県民に公開することは、地方自治の本旨にのっとった県政を推進していくための基礎的な条件」(条例前文)である。「県民の行政文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、及び運用する」という条例第3条のとおり、見積金額を全部公開する必要がある。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が争点としている、「条例第7条第1号本文該当」及び「条例

第7条第2号本文該当」を理由に非公開とした部分に関して、処分の考え方は次のとおりである。

1 非公開情報1及び非公開情報2について

企画選定業者が提案内容を作成する際、非公開情報1は、用務地からの距離、安全性及び手配に係る経費などを、また、非公開情報2は、現地での移動の安全性・利便性及び手配に係る経費などを考慮し選定したもので、法人の企業努力に関わる部分であり、かつ、この提案内容が今回の業者選定の重要な要素であった点も考慮し、同内容を一般に公開することで、当該法人のノウハウ等が判明し、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開としたものである。(条例第7条第2号本文該当)

また、実際に利用したホテル・車両については、情報公開する必要があるが、あくまで提案内容にとどまる場合は、非公開情報になるものと考えられる。今回、本件請求時点で、宿泊ホテル・車両が決定していなかったため、非公開としたものである。

なお、同部分は、事業活動によって生じ、または生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には当たらず、条例第7条第2号ただし書記載の非公開情報の例外ではないと考えられる。

2 非公開情報3について

非公開情報3は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものであると考えられるため、非公開としたものである。(条例第7条第1号本文該当)

なお、個人の経歴は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと考えられるため、全て非公開としている。

3 非公開情報4について

非公開情報4は、企画選定業者が提案内容を作成し、その実施に係る経費をもとに、内部規定に基づき、その手数料及びキャンセル料を計算した法人の内部管理情報に当たること、また、同見積額が今回の業者選定の重要な要素であった点であることも考慮し、同内容を一般に公開することで、当該法人のノウハウ等が判明し、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開としたものである。(条例第7条第2号本文該当)

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

なお、審査請求人は非公開情報1ないし4の非公開決定を不服としているものであり、本件処分のうち非公開情報1ないし4を除く非公開部分を争ってはいないと解されることから、その妥当性については審査の対象に含めないこととする。

2 本件行政文書等について

(1) 本件派遣業務について

本件派遣業務は、南米にある県人会の活動を支援し、県と現地の県人との友好親善と関係強化を図るため、香川県知事が、令和元年11月に、ペルーへの日本人移住120周年を祝い開催された記念行事等に参加したものであり、当該記念行事は周年行事として10年ごとに実施されている。

実施機関は、本件派遣業務の委託業者の選定に当たり、令和元年9月20日にプロポーザル方式による業者選定のための企画書審査を行い、同月24日に企画選定業者に企画書審査結果を通知し、同年10月4日に業務委託契約を締結している。

(2) プロポーザル方式による業者の選定について

プロポーザル方式とは、契約を締結するに当たり、その契約手続の前段階として実施する公募のことで、企画競争により契約を締結する予定者（以下「契約予定者」という。）を選定する方法の一つである。予定価格の範囲内で最低の価格（売り払いの場合には最高の価格）をもって入札をした者を落札者とする競争入札とは異なり、業務に対する発想や課題解決の方法及び取組体制等の企画提案書を審査し、県にとって最も適切な想像力、企画力、技術力、経験などを持つ事業者を選定し、契約予定者とする性質のものとなっている。

(3) 非公開情報1ないし4について

本件派遣業務に係る委託契約の予定者をプロポーザル方式により選定するに当たり、企画選定業者が作成・提出した企画提案書中、非公開情報

1は、宿泊地（ロサンゼルス、リマ、ニューヨーク）で使用するホテルについて、候補のホテルごとに名称や住所、創業年等、総客室数、ホテルの概要等に関する記述のほか、外観や内装の写真が掲載されており、非公開情報2は、現地で使用する専用車の車種、座席数の記述のほか、外装及び内装の写真が掲載され、本件処分において、それぞれ全ての情報が非公開とされている。

また、企画提案書中の非公開情報3は、各現地における通訳ガイドについて、そのプロフィールや同行ツアーの分野や実績等が記載されており、本件処分において、当該ガイドの氏名、顔写真、経歴（時系列に沿った学歴や行動歴等）に係る部分が非公開とされている。

さらに、非公開情報4は、企画選定業者が提出した企画提案書に係る旅行代金見積書とその内訳書であるが、本件処分において、旅行代金総額、契約解除時の代金と旅行代金総額に対する割合、見積内訳の各項目における金額、参考として見積もられた2種類の旅程における1名当たりの旅費の各項目における金額と合計金額が非公開とされている。

3 非公開情報該当性について

(1) 非公開情報1、非公開情報2及び非公開情報4について

条例第7条第2号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

この基本的な考え方に基づき、実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分について検討する。

ア 条例第7条第2号本文該当性について

本件派遣業務においては、その業務委託を行う前にプロポーザル方式により契約予定者を選定することとしており、非公開情報1、非公開情報2及び非公開情報4は、企画選定業者が当該契約予定者として選定されるために作成・提出した企画提案書の提案内容である。

通常、企画提案書は業者ごとに提案内容が異なり、本件派遣業務が安全・円滑で効率的に実施されるよう、それぞれの事業活動において蓄積した経験、知見等を用いて作成したものであると考えられ、企画

提案書全てをありのままに公開した場合、競合する他者によるアイデアの流用や模倣のおそれ等を否定することはできず、基本的に非公開とするべき内容である。そのうえで、公募時点で公表されている日程や当地の基本的な情報など、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのない情報は公開とすることが妥当である。

そこで、改めて非公開情報についてしてみると、いずれも派遣先である海外において安全・円滑で効率的に業務を遂行するために提案された当地で使用するホテル及び専用車並びに実施機関が設定した契約限度額内で見積もられた旅行代金等に係る価格情報であり、契約予定者の選定に当たっての重要な評価項目である。また、本件請求は契約予定者として企画選定業者が選定された段階ではあるものの、本件派遣事業に係る委託契約の締結前であることを考慮すれば、非公開情報 1、非公開情報 2 及び非公開情報 4 は、公にすることにより企画選定業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報と認められ、条例第 7 条第 2 号本文に該当し、非公開とすることが妥当である。

イ 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

非公開情報 1、非公開情報 2 及び非公開情報 4 は、上記のとおりであり、これらが人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にする必要があるものとは認められず、条例第 7 条第 2 号ただし書には該当しない。

(2) 非公開情報 3 について

条例第 7 条第 1 号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人に関する情報は最大限に保護されることが必要であるため、特定の個人が識別され得る情報は、原則として非公開とすることを定めたものである。また、我が国において、プライバシーの具体的な内容が法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その内容や範囲は事項ごと、各個人によって異なり得ることから、本条例は、プライバシーであるか否か不明確な情報も含めて、特定の個人が識別され得る情報を包括的に非公開として保護することとした。加えて、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについても、非公開とすることを定めたものである。

しかし、これらの個人に関する情報には、個人の権利利益を侵害しないと考えられ、非公開とする必要のない情報及び公益上の必要があると認

められる情報も含まれているので、これらの情報を本号ただし書で規定し、公開することを定めたものと解される。

この基本的な考え方にに基づき、実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分について検討する。

ア 条例第7条第1号本文該当性について

審査請求人は、黒塗りされて公開された部分が多く、非公開情報3のうち、公開すべき部分まで非公開にしているのではないかと主張するが、非公開情報3は、通訳ガイドの氏名、顔写真、経歴の情報である。これらの情報は、その性質及び記載ぶりから、その全てが通訳ガイド個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第7条第1号本文に該当する。

イ 条例第7条第1号ただし書該当性について

非公開情報3は、上記のとおりであり、これが条例第7条第1号ただし書の公開事由に該当する事情は認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

本件行政文書のうち、企画提案書中、「専用車情報～各都市専用車利用時間～」（P18）に記載された車種及び「リマ 海外支店」（P25）に記載された提携先法人名については、実施機関は本件処分の決定通知書に「公開しない部分」として記載していないにもかかわらず、当審査会に提出された資料では公開の実施に当たり、黒塗りして非公開としていた。

これは、本来非公開とすべき部分を誤って通知書に記載していなかったものと考えられ、本来適切に記載し、本件処分の内容とすべきものであるものの、本件処分で公開することとした部分を「公開しない部分」に変更することは、本件処分を審査請求人に不利益に変更するものであり許されない（行政不服審査法第48条）。

実施機関に対しては、今後同様な過誤がないように情報公開事務の適正な執行に努めることを望むものである。

第6 審査会の審査経過

(略)

別表

公開しない部分	公開しない理由
<p>企画提案書中、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地での宿泊先の提案に係る部分（P 7－11）（以下「非公開情報 1」という。） ・ 現地での専用車の提案に係る部分（P 12－17）（以下「非公開情報 2」という。） ・ 海外旅行保険に係る部分（P 29） ・ 事業実績に係る部分。ただし、県関係の実績は除く。（P 31） ・ 支払い代行業務の支払手数料額に係る部分（P 32） 	<p>法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人のノウハウ等が判明し、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第 7 条第 2 号本文該当）</p>
<p>企画提案書中、ガイドのプロフィールに係る部分（個人の氏名、個人の経歴、写真）（P 19－21）（以下「非公開情報 3」という。）</p>	<p>特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため。（条例第 7 条第 1 号本文該当）</p>
<p>見積書（業者様式及び様式 4）中、企画提案書に係る旅行代金及び企画料金等の見積額（以下「非公開情報 4」という。）</p>	<p>法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人のノウハウ等が判明し、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第 7 条第 2 号本文該当）</p>